

1. 事故発生の日時 令和4年1月29日(土) 13時10分頃

2. 事故発生の場所 有田川町

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：砂防工事

工期：令和3年7月13日～令和4年3月14日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

当日は現場代理人を含む作業員4人で堰堤水叩き部のコンクリート打設の準備として水替作業を行っていた。

4人が水替作業の一時中断時にコンクリートの打設時に支障となる枝に気付き、打ち合わせにより水通し部から高枝切りバサミで伐採を行うこととしたが、当該作業について現場代理人等から明確な作業に関する指示は行われなかった。

被災者は独断により単独で伐採作業を開始。被災者の声が聞こえたため資材の整理を行っていた作業員が駆け付けたところ、堰堤から約8m下の川に落下している被災者を発見した。

○男性1名負傷（右大腿骨骨幹部開放骨折、右橈骨遠位端開放骨折、右脛骨天蓋骨折、右腓骨開放骨折、骨盤輪骨折、腹腔内出血、他）

6. 事故原因

(事故原因)

- ・労働安全衛生法において、事業者が墜落するおそれのある場所では危険を防止するため必要な措置を講じる必要があるが、水通し部への進入防止措置が講じられていなかった。
- ・労働安全衛生規則において、高さ2m以上の墜落の危険がある箇所での作業は、囲い等の設置による措置を講じる必要があるが、必要な墜落防止対策がなされておらず、墜落制止用器具も使用されていなかった。
- ・同規則に安全教育の義務があるが、被災者への安全教育が不十分であり、独断で予定になかった伐採作業にとりかかった。また、伐採作業の必要性を確認した時点で、墜落防止措置を講じて作業することを被災者に指示していなかった。

(仕様書や関係法令において遵守すべき事項)

- ・進入防止対策として、既設堰堤の両袖部にアンカーによりクランプを固定、単管パイプを2段に渡すこと。
- ・水通し部に立って作業を行う必要がある場合は、作業員に必ず墜落制止用器具を着用させること。
- ・当初の予定にない作業の必要が生じた場合は、当該作業の着手前に作業手順を確認し、十分な安全対策が講じられていることを確認した上で作業にとりかかること。

7. 改善対策

- ・堰堤袖部及び侵入防止用の単管パイプに、立入禁止の標識を掲示し、注意喚起を行う。